

函館方面せたな警察署告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年10月19日

北海道函館方面せたな警察署長 石田 英樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

せたな警察署庁舎敷地除雪業務

ア 調達をする役務（除排雪作業1時間当たりの単価）

(ア) トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m³以上、Vプラウ付）による作業

(イ) トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m³以上、スノーバケット付）による作業

(ウ) ダンプトラック（積載10t級）による作業

イ 調達予定数量

(ア) トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m³以上、Vプラウ付）による作業 9時間

(イ) トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m³以上、スノーバケット付）による作業 11時間

(ウ) ダンプトラック（積載10t級）による作業 10時間

(2) 調達をする役務の仕様等 委託業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17 せたな警察署庁舎敷地

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和5年北海道警察函館方面本部告示第66号に規定するせたな警察署庁舎敷地除排雪業務に関する資格を有すること。

(2) 次の除雪機械等を自己の責任において用意することができること。

ア トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m³以上、Vプラウ付）

イ トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m³以上、スノーバケット付）

ウ ダンプトラック（積載10t級）

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(2)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年10月19日から令和5年11月1日まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17

北海道警察函館方面せたな警察署会計係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17 北海道函館方面せたな警察署会計係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17 北海道函館方面せたな警察署2階入札会場（送付による場合は、12の(5)へ送付すること。）

(2) 入札日時 令和5年11月16日（木）午前10時00分（送付による場合は、令和5年11月15日午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道函館方面せたな警察署会計係

イ 所在地 郵便番号 049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17

電話番号 0137-84-6110 内線231

(6) 前金払はしない。

(7) 概算払はしない。

(8) 部分払はしない。

(9) 郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定によ

る流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。